

学会連合体による対応

=人文・社会科学の場合=

日本学術会議公開シンポジウム・学協会の新公益法人化法への対応の現状と展望

佐藤 学（学習院大学教授）

社団法人・日本教育学会の事例

日本教育学会（会員数3000）＝2009年に「一般社団法人」に法人化

法人化の準備は1998年度から、当初「公益法人」への準備を行っていた。その目的は以下の諸点にあった。

- ① 事務所取得を行う。
- ② 学会の専門家協会の理念と性格を明確化する。
- ③ 学会の社会的認知を広め、公益事業の性格を明確化する。
- ④ 基金の管理を透明化し、堅実なものとする。
- ⑤ 公益事業の拡大の可能性を探る。

日本教育学会の法人化とその後

公益法人の申請・認可の手続きの直前に、公益法人制度の改革が行われ、当初の「公益法人」の法人格から「一般社団法人」の法人格の獲得へと方針転換。

「一般社団法人」の法人格を獲得。（２００９年）

「事務所」を購入・取得（２０１３年）

学会連合の役割

日本学術会議に登録されている教育関連学会は、100以上にのぼる。

新生日本学術会議（平成17年以降）、教育関連学会の連合組織の必要性が議論される。

2013年、「教育関連学会連絡協議会」が一年余りの準備期間を経て、71団体の加盟により組織される。その大半は法人格を持ってはいない。

「教育関連学会連絡協議会」それ自体は、緩やかな連合体であり、法人格を獲得する予定は現在のところはない。しかし、各学会が法人格の取得を求める場合は協力関係を築く可能性について議論してきた。

学会が法人格を獲得する意義

○学会が法人格を獲得することの意義は以下の諸点にある。

① 専門家協会（professional association）としての学会の理念と性格を明確化する。（多くの人文・社会科学系の学会は「研究会」との性格の違いを明確化していない。）

② 学会の社会的認知を広める。

③ 学会の財政と運営を透明化し、民主的運営の基盤を整備する。

④ 学会の公益事業を拡大する。

結論

- ① 今後、人文・社会科学系の学会における「法人化」の意義を明確化する必要がある。（法人格獲得のメリット・デメリットの正しい知識の普及＝小幡報告参照）
- ② 公益法人と社団法人のどちらを選択するか。人文・社会科学系の学会の場合、公益法人のメリットが明確ではない。
- ③ 小さな学会、事業規模の小さい学会の場合、法人格獲得の条件が整っていない。その支援をどう行うかが課題となっている。

その一つの可能性として学会連合による法人格の獲得は検討されてよい。